

教育訓練給付金制度



受講生の皆様の負担軽減を図るため、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会が実施する以下の研修が厚生労働大臣から特定一般教育訓練の指定を受けました。ご活用ください。

教育訓練給付金とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部がハローワークから支給される制度で、受講費用の 40%(上限 20 万円) が受講者に支給されます。

指定教育訓練講座

岡山県介護支援専門員実務研修

指定番号 : 3322007-2420013-0

岡山県介護支援専門員更新(未経験者向け)研修

指定番号 : 3322007-2420023-2

岡山県介護支援専門員再研修

指定番号 : 3322007-2420033-5

給付手続き

特定一般教育訓練

訓練前キャリアコンサルティング

ハローワーク、キャリア形成・リスキリング支援センターでも受けることができます

受講資格確認

受講開始日の **1 か月前**までに、お住まいを管轄するハローワークで行います。

講座の受講・終了

支給申請

終了日の翌日から **1 か月以内**に、お住まいを管轄するハローワークで行います。

お問い合わせ先

給付条件等の詳しい内容は、お住まいを管轄するハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省ホームページ

教育訓練給付制度の内容等については、こちらでご確認ください。

